

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第3項の規定により、熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備等事業に関する実施方針について、別冊のとおり公表する。

平成16年3月31日

熊本大学長 崎元達郎

**熊本大学（黒髪南）工学部他校舎
改修施設整備等事業 実施方針**

平成 16 年 3 月 31 日

熊本大学

はじめに

熊本大学は、熊本市黒髪2丁目39番1号(熊本大学黒髪団地南地区)における理工系校舎の改修整備を予定しております。

本事業においては、工学部、理学部、自然科学研究科の施設を対象とし、全ての施設が整備後25年以上経過しており、改修整備により充実した教育研究環境を提供すると共に、より活発な研究活動を促進することが出来る施設としてリニューアルを行うものです。

熊本大学は、本施設の改修施設整備等事業の実施にあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)の趣旨にのっとり、民間の提案を募集し、価格を含めて最も優れた提案を行った入札参加者を事業実施に係る事業者として選定することとします。民間企業の資金及び高度な技術とノウハウを施設のハード、ソフトの両面に活かすことにより、低廉で質の高いサービスを提供することが可能となり、新しい形での教育・研究推進に貢献できるものと考えております。

以上の趣旨により、実施方針を定めましたので、これをお知らせいたします。

目 次

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1. 事業内容に関する事項	1
2. 特定事業の選定方法等に関する事項	5
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	6
1. 事業者選定の方法	6
2. 選定の手順及びスケジュール	6
3. 入札手続き等	7
4. 入札参加者の備えるべき参加資格要件	11
5. 審査及び選定に関する事項	16
6. 審査結果及び評価の公表方法	17
7. 提出書類の取扱い	17
第3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	19
1. 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	19
2. 提供されるサービス水準	19
3. 選定事業者の責任の履行に関する事項	19
4. 大学による事業の実施状況の監視	20
第4 立地並びに規模及び配置に関する事項	21
1. 施設の立地条件	21
2. 土地の取得等に関する事項	21
第5 事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	22
第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	22
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	22
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	22
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	22
3. その他の支援に関する事項	23
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	23
1. 情報公開及び情報提供	23
2. 入札に伴う費用負担	23
様式1 実施方針等に関する質問書	
様式2 実施方針等に関する意見書	
添付資料1 リスク分担表(案)	
添付資料2 案内図	
添付資料3 配置図	
添付資料4 現況平面図	
添付資料5 改修後平面図(案)	
添付資料6 事業スケジュール(案)	
別添資料1 業務範囲一覧表(案)	
別添資料2 熊本大学(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備等事業	業務要求水準書(案)
別添資料3 熊本大学(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備等事業	施設設計要求書(概要)

第 1 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備等事業

(2) 事業に供される公共施設の種類

校舎施設

(3) 公共施設の管理者の名称

文部科学大臣 河村 建夫

（文部科学大臣から本事業について事務の委任を受けた者 熊本大学長 崎元達郎）

（ただし、平成 16 年 4 月 1 日からは、国立大学法人 熊本大学長 崎元達郎）

(4) 事業目的

熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備等事業（以下「本事業」という。）は、熊本大学（平成 16 年 4 月 1 日より国立大学法人熊本大学に移行、以下「大学」という。）の黒髪団地南地区における理工系施設の改修を対象とする。今回対象とする全ての施設は整備後 25 年以上経過しており、建物の老朽化、耐震性能の低下及びライフラインの劣化等の問題が顕在化している。これらの問題を解消することに加え、現在分散している諸室の集約化・共有化及び合理的な配置により既存施設の有効利活用を図ることで国立大学法人における教育・研究施設としてふさわしい環境を創出することを目的とする。

(5) 事業の範囲

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に基づき、選定事業者が熊本大学（黒髪南）工学部他校舎の設計と改修工事（増築含む。以下、「改修」という。）を行い、維持管理業務を遂行することを、事業の範囲とする。熊本大学（黒髪南）工学部他校舎の運営業務及び研究・教育業務については、大学が行う。

対象となる事業の範囲は、次頁のとおりとする。（具体的な業務の範囲については、別

添資料 1 業務範囲一覧表(案) 別添資料 2 熊本大学(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備等事業 業務要求水準書(案)及び別添資料 3 熊本大学(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備等事業 施設設計要求書(概要)を参照)

1) 熊本大学(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備業務

事前調査業務(埋蔵文化財調査含む)及びその関連業務
施設整備に係る設計(実施設計)及びその関連業務
施設整備に係る改修工事(増築含む)及びその関連業務
附帯設備の設置工事及びその関連業務
工事監理業務
改修工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務

設計と条件等は、別添資料 3 熊本大学(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備等事業 施設設計要求書(概要)を参照。

2) 熊本大学(黒髪南)工学部他校舎改修施設維持管理業務

建築物保守管理業務(点検、保守、修繕、その他一切の保守管理業務を含む)
建築設備保守管理業務(点検、保守、修繕、その他一切の保守管理業務含む)
清掃業務(建物の清掃業務)
環境測定業務

維持管理業務にかかる光熱水費は大学が実費を負担する。

施設の大規模修繕(本事業における大規模修繕とは、大学が別途発注する施設の利用を制限して行う大規模な修繕をいう。)については、事業期間中の実施は予定していない。ただし、業務要求水準書及び施設設計要求書に示す機能を維持するために行う修繕・更新は規模にかかわらず全て事業範囲内の業務とする。

(6) 選定事業者の収入

大学は、選定事業者(商法(明治 32 年 3 月 9 日法律第 48 号)に定める株式会社として、本事業を実施する特別目的会社をいう。)が実施する本事業に要する費用のうち、設計、改修工事に係る費用については、事業期間中あらかじめ定める額を事業契約に基づき事業者を支払う。また、施設の維持管理に係る費用については、事業契約書の規定に従い物価変動等を勘案して定める額を事業期間に亘り選定事業者を支払う。支払い方法

については入札説明書及び事業契約書（案）にて後日提示する。

なお、設計、改修工事に係る費用については、大学の中期計画の定めるところに従い文部科学省により毎年度の予算編成の中で措置され、維持管理に係る費用については、大学の中期計画に基づき文部科学省から措置される運営費交付金から大学が措置する。

(7) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき実施するものとし、選定事業者は大学が所有する土地にある工学部他校舎を解体（躯体を除く）設計、改修した後に、事業期間中に係る維持管理業務を実施するRO（Rehabilitate - Operate）方式を想定している。なお、維持管理業務は改修工事が終了し引渡完了した部分から開始する。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の翌日から平成31年3月までの14年間（設計、改修、維持管理）とする。

(9) 事業スケジュール（案）

事業期間

調査、設計、改修期間	平成17年(2005年)4月～平成20年(2008年)2月	
引渡の期限		
工学部1号館(期)	平成18年(2006年)	2月末日
工学部1号館(期)	"	10月末日
工学部2号館	平成18年(2006年)	2月末日
理学部2号館(期)	平成18年(2006年)	1月末日
(期)	"	7月末日
理学部1号館(期)	平成19年(2007年)	1月末日
(期)	"	7月末日
理学部3号館	平成20年(2008年)	2月末日
供用開始	上記引渡期限翌日から、順次供用開始	
維持管理期間	供用開始時～平成31年(2019年)3月	

改修工事期間（解体、検査含む）

	平成17年度												平成18年度												平成19年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
工学部1号館（期）																																				
工学部1号館（期）																																				
工学部2号館																																				
理学部1号館（期）																																				
理学部1号館（期）																																				
理学部2号館（期）																																				
理学部2号館（期）																																				
理学部3号館																																				

（凡例） ▼ 引渡期限日
 改修工事期間(解体、検査含む)

（10） 事業に必要と想定される根拠法令等

- 建築基準法
- 都市計画法
- 消防法
- 高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律（ハートビル法）
- 電波法
- 電気事業法
- ガス事業法
- 下水道法
- エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- 労働安全衛生法
- 文化財保護法
- その他関連法令等

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を行うにあたり必要とされるその他の関係条例及び関係法令等についても遵守のこと。

(11) 事業期間終了時

事業期間の終了時には、選定事業者は当該事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、当該施設を後日提示する入札説明書、業務要求水準書及び施設設計要求書に示す良好な状態に保持していなければならない。

2. 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 選定方法

大学は、学生及び教官等を取り巻く教育研究環境の向上が図られ、従来型の手法により実施した場合に比べて、P F I (Private Finance Initiative) の手法により実施することが財政資金の効率的・効果的活用が図られることが見込まれる場合に限り、P F I 法第 6 条に基づき、特定事業として選定する。

(2) 選定基準、手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- 1) コスト算出による定量的評価
- 2) 事業者に移転されるリスクの検討
- 3) P F I 事業として実施することの定性的評価
- 4) 上記 1) ~ 3) を見込んだ V F M (Value for Money) の検討による総合的評価

(3) 選定結果の公表方法

前項の規定に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、V F M 評価を明らかにした上で、文部科学省大臣官房文教施設部企画課管理室(平成 16 年 4 月 1 日より文部科学省大臣官房文教施設企画部企画課契約情報室)ホームページ(以下「文部科学省ホームページ」という。)大学のホームページへの掲載により公表する。なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても、同様に公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価方式一般競争入札（予定）を採用することとする。なお、本事業は平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象であり、「会計法」（昭和22年法律第35号）、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）等に基づいて実施する。

2. 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、下記のとおりである。

日 程（予定）		内 容
平成 16 年(2004 年)	3 月	実施方針等の公表
	4 月	実施方針等の説明会
		実施方針等に関する質問受付
		施設設計要求書（案）の公表
	5 月	施設設計要求書（案）に関する質問受付
		実施方針等に関する質問回答公表
		施設設計要求書（案）に関する質問回答公表
		実施方針等に対する意見招請受付
	7 月	意見等に対するヒアリング
		特定事業の選定
8 月	入札説明書等の交付	
	入札説明書等に関する質問受付	
	入札説明書等に関する質問回答公表	
9 月	入札説明書等に関する質問回答公表	
	10 月	参加表明、競争参加資格確認申請（第一次審査）の受付
		第一次審査結果の通知
平成 17 年(2005 年)	1 月	提案書の受付
	2 月	落札者の選定
	3 月	基本協定の締結
		選定事業者の公表
	事業契約の締結	

3. 入札手続き等

(P. 6の「2. 選定の手順及びスケジュール」を参照)

(1) 実施方針等の公表() 実施方針等の説明会()

大学は、本事業に対する事業者の参入促進に向け、実施方針等(本編及び別添資料)に関する説明会を開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項、支援措置に関する事項等について大学の考え方を提示する。なお、実施方針等は閲覧に供するものとする。説明会についての詳細は、下記による。

<説明会>

1) 日時及び場所

開催日時 平成16年4月5日(月) 14時～
開催場所 熊本大学 学生部、留学生センター1階 学生部第1会議室
(大学ホームページ「キャンパスマップ」の「黒髪北地区」
の施設)

所在地 熊本市黒髪2丁目39番1号

施設見学会 平成16年4月5日(月) 15時30分～

2) 当日連絡先 熊本大学 施設部 企画課 企画係 電話 096-342-3213(直通)

3) 注意事項

説明会当日は、実施方針等(様式、添付資料、別添資料含む)は配布しませんので、大学のホームページからダウンロードして持参願います。

事前申込は必要なし(現地集合・現地解散を基本とする)

駐車場に限りがあるため、公共交通機関のご利用をお願いします。

<実施方針等の閲覧>

1) 閲覧期間 平成16年3月31日(水)～4月12日(月)
(ただし、土日・祝日を除く)

2) 閲覧時間 9時～12時、及び13時～17時

3) 閲覧場所 熊本大学 施設部 企画課 企画係(保健センター2階)
熊本市黒髪2丁目39番1号

なお、実施方針等は、インターネットでも平成16年3月31日(水)から閲覧できる。

<http://www.kumamoto-u.ac.jp/univ-j.html> (熊本大学ホームページ)

<http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

(文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室ホームページ)

(2) 実施方針等に関する質問受付() 実施方針等に関する質問回答公表()

実施方針等の記載内容に関して質問回答を以下の要領にて行う。

<実施方針等に関する質問の提出>

- 1) 受付期間 平成 16 年 4 月 1 日(木) ~ 4 月 12 日(月) 17 時必着
- 2) 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、質問書(様式 1)に記入の上、電子メールでのファイル添付もしくは、フロッピーの郵送(印刷物も添付)にて提出のこと。

(ファイル形式は Microsoft Word のこと)

宛先: 熊本大学 施設部 企画課 企画係

電子メールアドレス: sik-kikaku@jimu.kumamoto-u.ac.jp

- 3) 回答 質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成 16 年 5 月 10 日(月)までにインターネット等の方法にて公表する。ただし、公表を望まない質問は、意見としての取り扱いとし、個別の回答は行わない。

<http://www.kumamoto-u.ac.jp/univ-j.html>

(熊本大学ホームページアドレス)

<http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

(文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室ホームページアドレス)

<実施方針等に関する質問回答の閲覧>

- 1) 閲覧期間 平成 16 年 5 月 10 日(月) ~ 5 月 24 日(月)
(ただし、土日・祝日を除く)
- 2) 閲覧時間 9 時 ~ 12 時、及び 13 時 ~ 17 時
- 3) 閲覧場所 熊本大学 施設部 企画課 企画係(保健センター 2 階)
熊本市黒髪 2 丁目 39 番 1 号

(3) 施設設計要求書(案)の公表()

大学が、本事業において選定事業者に求める業務の水準を示した施設設計要求書(案)を文部科学省ホームページ、大学のホームページへの掲載により公表、及び下記において閲覧する。施設設計要求書(案)公表後に当該施設の見学会を予定しており、見学会の詳細については、施設設計要求書(案)公表時に提示する。

<施設設計要求書(案)の閲覧>

- 1) 閲覧期間 平成 16 年 4 月 26 日(月)～ 5 月 14 日(金)
(ただし、土日・祝日を除く)
- 2) 閲覧時間 9 時～12 時、及び 13 時～17 時
- 3) 閲覧場所 熊本大学 施設部 企画課 企画係(保健センター2 階)
熊本市黒髪 2 丁目 39 番 1 号

なお、施設設計要求書(案)は、平成 16 年 4 月 26 日(月)から文部科学省ホームページ、大学ホームページに公表する。

(4) 施設設計要求書(案)に関する質問受付()、施設設計要求書(案)に関する質問回答公表()

施設設計要求書(案)の記載内容に関して質問回答を行うものとする。具体的な日程は、施設設計要求書(案)公表時にて提示する。

(5) 実施方針等に対する意見招請受付()、意見等に対するヒアリング()

実施方針等(業務要求水準書(案)、施設設計要求書(案)含む)に対する意見及び具体的な提案を以下の要領にて受け付ける。

- 1) 受付期間 平成 16 年 6 月 7 日(月)～ 6 月 11 日(金)17 時必着
- 2) 提出方法 実施方針等について意見・具体的提案がある場合は、その内容を意見書(様式 2)に記入の上、電子メールでのファイル添付もしくは、フロッピーの郵送(印刷物も添付)にて提出のこと。
(ファイル形式は Microsoft Word のこと)
宛先：熊本大学 施設部 企画課 企画係
電子メールアドレス：sik-kikaku@jimu.kumamoto-u.ac.jp
- 3) 公表 公表することに承諾を得た意見・提案については公表する。
- 4) 回答 提出のあった意見・提案に関しては個別の回答は行わない。
ただし、採用する意見・提案については、入札説明書等に反映することがある。これをもって回答とする。
- 5) ヒアリング 事業者等から提出のあった意見・提案等のうち、必要と判断した意見等については直接ヒアリングを行うことも予定している。

(6) 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者等からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、

実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合は、速やかに、その内容を文部科学省ホームページ、大学のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(7) 特定事業の選定 ()

大学は、実施方針等に対する意見等を踏まえ、本事業がPFI事業として実施すべき事業か否かを評価し、PFI事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を文部科学省、大学のホームページへの掲載により公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表する。詳細については、P5「2. 特定事業の選定方法等に関する事項」を参照のこと。

(8) 入札説明書等の交付 ()

実施方針等に対する事業者からの意見等を踏まえ、入札説明書等（入札公告、施設設計要求書、業務要求水準書、事業者選定基準、事業契約書（案）、基本協定書（案）等）を文部科学省ホームページ、大学のホームページへの掲載により公表する。

なお、入札公告については、官報に掲載する。

(9) 入札説明書等に関する質問受付 ()、入札説明書等に関する質問回答公表 ()

入札説明書等に記載の内容について質問回答を行うものとする。具体的な日程は、後日、入札説明書等にて提示する。

(10) 参加表明、競争資格確認申請の受付 ()、第一次審査結果の通知 ()

入札参加者に参加表明書及び競争参加資格（第一次審査）に必要な書類の提出を求める。第一次審査の結果は、入札参加者に通知する。なお、参加表明書の提出方法・時期、第一次審査に必要な書類の詳細等については、後日、入札説明書により提示する。

(11) 提案書の受付 ()

第一次審査通過者に対し、入札説明書に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の審査（第二次審査）に当たって、大学が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うこともあり得る。なお、提案書の提出方法・時期、提案に必要な書類の詳細等については、後日、入札説明書により提示する。

(12) 落札者の選定 ()

提案書の審査により最優秀提案を選定し、落札者を決定し、入札参加者に通知する。

(13) 基本協定の締結() 選定事業者の公表() 事業契約の締結()

大学は、落札者と速やかに基本協定を締結し、その後落札者が設立した選定事業者名を文部科学省ホームページ、大学のホームページへの掲載により公表する。大学は、選定事業者と事業契約を締結する。詳細については、P17「5.(3) 事業者の選定」を参照のこと。

4. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者は、単独企業(以下「入札参加企業」という。)又は複数の企業で構成されるグループ(以下「入札参加グループ」という。)であること。

入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加グループで申し込む場合には、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料(以下「競争参加資格確認申請書等」という。)の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札を行うとともに対応窓口となること。

入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接、設計、改修工事及び維持管理業務を受託し、又は請負うことを予定している者(以下「協力会社」という。)についても、競争参加資格確認申請書等の提出時において協力会社として明記すること。

(2) 入札参加者及び協力会社の参加要件

入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。ただし、については、平成16年4月1日から大学が規定する関係規則によることとなるため改めて入札説明書交付時に公表する。

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第72条に規定する資格を有する者であること。ただし、設計及び工事監理に当たる者は(3)ア及びアに示す「平成15・16年度設計・コンサルティング業務」の有資格業者に登録されている者であること。

会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続き開始の申立をした者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立をした者でないこと。なお、各手続の申し出をした者にあつては、手続き開始の決定

を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
競争参加資格確認申請書等の提出期限から事業契約締結までの期間に、当該支出負担行為担当官から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成6年5月17日付け文施指第83号文教施設部長通知)に基づく指名停止措置、又は「契約事務の適正な執行について」(平成13年1月6日付け12文科会第108号会計課長通知)別添四記第7物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づく取引停止措置を受けている期間中でないこと。
大学が本事業について、アドバイザー業務を委託した(財)日本経済研究所並びに(財)日本経済研究所が本アドバイザー業務において提携関係にある(株)伊藤喜三郎建築研究所、アンダーソン・毛利法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

入札参加企業、あるいは入札参加グループの構成員及び協力会社のいずれかが、他の入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。

審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

最近1年間の国税(法人税等)を滞納していない者であること。

(注)「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

(3) 入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加企業、入札参加グループ及び協力会社のうち設計、工事監理、改修工事及び維持管理の各業務に当たる者(落札者が特別目的会社を設立した場合にあっては、特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む)は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができる。また、同一業務を複数の者で実施する場合も、それぞれがその全ての要件を満たすことを要する。ただし、工事監理業務と改修業務については、同一会社が兼務することはできない(同一会社でなくても、工事監理業務を担当する会社と改修業務を担当する会社とで資本面若しくは人事面において関連がある場合も同様とする)。

設計に当たる者は、次の要件を満たすこと

ア 文部科学省において平成15・16年度設計・コンサルティング業務に係る有資格業者として登録されている者であること。

イ 経営状況が健全であること。

なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先からの取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。

ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。

エ 建築士法（昭和 25 年法律 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

オ 平成 6 年度以降に、担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記に示す設計業務に従事し、完了した経験を有する総括技術者及び主任技術者を専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。

業務実績 (ア) 地上 3 階建て以上かつ延べ面積 2,500 m²以上の校舎又は研究施設の全面的な改修実績を有すること。

(イ) 耐震補強工事（免震工法、制振工法を含む）を伴う改修実績を有すること。

ただし、(ア) 及び (イ) 両方の実績は、同一改修工事であることを要する。

工事監理に当たる者（建築基準法（昭和 25 年法律 201 号）第 5 条の 4 第 2 項の規定に基づき設置するものとする。）は次の要件を満たすこと。

ア 上記（3） アに同じ。

イ 上記（3） イに同じ。

ウ 上記（3） ウに同じ。

エ 上記（3） エに同じ。

オ 平成 6 年度以降に、担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記に示す工事監理業務に従事し、完了した経験を有する者を建築工事、電気設備工事、機械設備工事にそれぞれ専任で配置できること。

業務実績 建築工事の工事監理については、

(ア) 地上 3 階建て以上かつ延べ面積 2,500 m²以上の校舎又は研究施設の全面的な改修工事の監理業務実績を有すること。

(イ) 耐震補強工事（免震工法、制振工法を含む）を伴う改修工事の監理業務実績を有すること。

ただし、(ア) 及び (イ) 両方の実績は、同一改修工事の監理業務であることを要する。

電気設備工事、機械設備工事の工事監理については、

地上3階建て以上かつ延べ面積2,500㎡以上の校舎又は研究施設の全面的な改修工事の監理業務実績を有すること。

改修工事に当たる者は、次の要件を満たすこと

- ア 文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において、「一般競争参加者の資格」(平成13年1月6日文部科学大臣決定)第1章第4条で定めるところにより算定した点数(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の記2の点数)が次の点数以上であること。

建築一式工事 1,050点

電気工事 950点

管工事 950点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただしこの場合においては、共同して工事を実施するすべての入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社が上記を満たすものとする。

- イ 提案内容に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき許可を有して営業年数が5年以上ある者であること。

ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

- ウ 平成6年度以降に、元請として完成・引渡し完了した下記の基準を満たす各工事に対応した工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

なお、複数の建設企業が下記に示す建設工事ごとに共同して施工する場合にあっては、そのうち1者が工事種類ごとの施工実績を有すれば良いものとする。

業務実績 (ア) 地上3階建て以上かつ延べ面積2,500㎡以上の校舎又は研究施設の全面的な改修実績を有すること。

(イ) 耐震補強工事(免震工法、制振工法を含む)を伴う改修実績を有すること。

ただし、(ア)及び(イ)両方の実績は、同一改修工事であることを要する。

なお、下記エのb)、c)を担当するものは(イ)の施工実績を有することを要しない。

- エ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配属で

きること。

a) 建築工事

一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士若しくは技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門とするものに合格した者）の資格を有する者、又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

b) 電気設備工事

一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とするものに限る。）とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

c) 機械設備工事

一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「冷暖房及び冷凍機械」とするものに限る。）水道部門又は衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械 - 流体機械」、「機械 - 冷暖房及び冷凍機械」、「水道」又は「衛生工学」とするものに限る。）とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

d) 平成6年度以降に、元請として完成・引渡し完了した上記ウに掲げる工事の経験を有する者であること。

e) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。

維持管理に当たる者は、次の要件を満たすこと

ア 文部科学省競争参加資格（全省庁統一規格）において平成15・16年度に九州・沖縄地域の「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

イ 請負を実施するに必要とする資格を有していることを証明した者であること。

(4) 入札参加グループの構成員等の変更等

競争参加資格確認申請書等により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員及

び協力会社の変更及び追加は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合（指名停止等に該当する場合を除く。）は、大学と協議を行うこととする。協議の結果、大学が妥当と認めた場合には、入札参加グループの代表企業以外の構成員及び協力会社を、入札参加資格の確認を受けた上で入札提出書類の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。

(5) 参加資格確認基準日

資格確認基準日は平成 16 年 10 月頃（競争参加資格確認申請書提出期限）を予定。

5. 審査及び選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

審査は、学識経験者及び大学で構成する熊本大学工学部他校舎改修施設整備事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて行うものとし、審査委員会のメンバー及び審査委員会で定める事業者選定基準は入札説明書と併せて公表する。

審査委員会において、建築計画、事業計画、維持管理計画等の各面から総合的に提案書の審査を行い、最優秀提案を選定する。その後、大学が落札者を決定する。

審査委員会において、最優秀提案を選定するまでの間に、入札参加者の構成員が予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に基づく入札参加者の制限または当該支出負担行為担当官から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成 6 年 5 月 17 日付け文施指第 83 号文教施設部長通知)に基づき、本件工事の施工場所を含む区域を指名停止の措置対象区域とする指名停止を受けた場合には選定しない。

ただし、下線部について、平成 16 年 4 月 1 日から大学法人が規定する関係規則によることとなるため改めて入札説明書交付時に公表する。

(2) 審査手順に関する事項

審査は、以下の手順により行うこととする。

1) 第一次審査

- ・ 入札参加者の備えるべき競争参加資格要件の具備の有無（P11「4. 入札参加者の備えるべき参加資格要件」を参照のこと。）

2) 第二次審査

- ・ 入札価格
- ・ 入札説明書と併せて公表する事業者選定基準に基づく、建築計画、事業計画、維持管理計画等の総合的な提案内容

(3) 事業者の選定

落札者は大学と速やかに基本協定を締結し、本事業を行う特別目的会社（選定事業者）を設立する。

選定事業者と大学は事業契約書（案）に基づき契約手続きを行う。

なお、大学の契約担当官は支出負担行為担当官である熊本大学事務局長である。

特別目的会社の設立等

入札参加者は、本事業に係る入札の結果、落札者として決定した場合は、本事業を実施する商法（明治 32 年法律第 48 号）に定める株式会社として特別目的会社を設立する。なお、入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率の合計は、全体の 50%を超えるものとする。

全ての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

6. 審査結果及び評価の公表方法

審査の結果は文部科学省ホームページ、大学ホームページ等を通じて公表する。

7. 提出書類の取扱い

(1) 著作権

入札提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、本事業において公表及びその他大学が必要と認める時には、大学は入札参加者の了承を得て提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、PFI法 8 条に基づく客観的評価の公表（審査公表）以外には使用しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負う。

第3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、大学が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、大学が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

大学と選定事業者の責任分担は、原則として添付資料1 リスク分担表(案)によることとし、意見招請の結果を踏まえ、必要な事項については入札説明書の公表時において明らかにする。

2. 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、入札説明書等交付時に、施設設計要求書及び業務要求水準書として提示する。

3. 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約書(案)に基づき作成された事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

なお、事業契約締結に当たっては、契約の履行を確保するために、以下のいずれかの方法による事業契約の保証を行うことを想定している。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 国債証券等の提供など契約保証金の納付に代わる措置
- ・ 事業契約締結の日から全施設の引渡完了日までを期間とする履行保証保険付保等による保証措置

4. 大学による事業の実施状況の監視

(1) モニタリングの実施

大学は、選定事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、事業契約書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するとともに財務状況を把握するため、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

(2) モニタリングの時期

1) 設計時

大学は、選定事業者によって行なわれた設計が大学の要求した水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

2) 工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に大学から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。また、選定事業者は大学の要請に基づき、工事施工の事前説明及び事後報告を行い、工事現場での施工状況の確認を受ける。

3) 工事完成・施設引渡し時

選定事業者は、施工記録を用意して、現場で大学の確認を受ける。この際、大学は、施設の状態が事業契約書に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。確認の結果、事業契約書において定められた水準を満たしていない場合には、大学は補修または変更を求めることができる。

4) 施設供用開始後（維持管理段階）

大学は、維持管理段階において、定期的に業務の実施状況を確認する。

5) 財務の状況に関するモニタリング

選定事業者は、毎年度、公認会計士による監査を経た財務の状況について、大学に報告しなければならない。

(3) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書にて後日提示する。

(4) モニタリングの費用の負担

大学が実施するモニタリングにかかる費用は、大学の負担とする。

(5) 選定事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、事業契約書で定められた要求水準が維持されていない場合、大学は選定事業者に対して支払額の減額措置又は修復勧告を行う。減額の考え方については、入札説明書等にて後日提示する。

第4 立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 施設の立地条件

地区地番	熊本市黒髪2丁目39番1号
敷地面積	110,343 m ²
敷地前面道路	8 m (敷地と接する長さ 450 m)
区域	都市計画区域(市街化区域)
用途地域	第一種中高層住居専用地域(96,502 m ²) 第二種中高層住居専用地域(13,841 m ²)
形態規制	
a) 建ぺい率	60%(第一種中高層住居専用地域) 60%(第二種中高層住居専用地域)
b) 容積率	150%(第一種中高層住居専用地域) 200%(第二種中高層住居専用地域)
防火指定	建築基準法22条の指定地域

その他の立地条件は、別添資料3 施設設計要求書(概要)を参照すること。

2. 土地の取得等に関する事項

大学は、本事業に係る土地及び建物を、改修期間において選定事業者は無償で貸与する。

第5 事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合、大学と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については熊本地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

選定事業者に契約不履行の懸念が生じた場合

大学は事業契約書の定めに従い選定事業者に修復勧告を行い、修復案の提出・実施を求めることができる。なお、その他の対応方法については、事業契約書にて規定する。

その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約書中に定めるその事由ごとに、対応方法について事業契約書にて規定する。

金融機関（融資団）と大学との協議

事業の継続性をできるだけ確保する目的で、大学は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関（融資団）と直接契約を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、大学は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあるこ

とから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して入札提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこと。

3. その他の支援に関する事項

その他の支援については、以下のとおりとする。

事業実施に必要な許認可等に関し、大学は必要に応じて協力をを行う。

法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、大学と選定事業者で協議を行う。

国立大学法人化に伴う事項については、入札説明書において掲示する。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 情報公開及び情報提供

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき情報公開を行う。情報提供は、適宜、文部科学省ホームページ、大学ホームページ等を通じて行う。

熊本大学ホームページアドレス：<http://www.kumamoto-u.ac.jp/univ-j.html>

文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室ホームページアドレス：
<http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

2. 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札にかかる費用については、すべて入札参加者の負担とする。

実施方針等に関する問合せ先：

熊本大学 施設部 企画課 企画係

住 所：〒860-8555 熊本市黒髪2丁目39番1号

電 話：096-342-3213（直通）

F A X：096-342-3210

電子メール：sik-kikaku@jimu.kumamoto-u.ac.jp

(様式1)

平成 年 月 日

実施方針等に関する質問書

「熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備等事業実施方針」及び配付資料について、質問事項がありますので、提出します。

質問者	会社名 所在地 所属/担当氏名 電話 FAX E-mail
公表の承諾	(いずれかの[]に を記入) []公表してもよい []公表を望まない
項目	(実施方針または配付資料名・ページ)
内容	

留意：質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にとりまとめて記載すること。

(様式2)

平成 年 月 日

実施方針等に関する意見書

「熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備等事業実施方針」及び配付資料について、意見・提案がありますので、提出します。

意見者	会社名 所在地 所属/担当氏名 電話 FAX E-mail
公表の承諾	(いずれかの[]に を記入) []公表してもよい []公表を望まない
意見項目	
内容	

留意：意見・提案事項は、本様式1枚につき1項とし、簡潔にとりまとめて記載すること。

